

青空児童館 遊具貸出申込書（団体用）

（対象者）

佐世保市立児童館利用登録をしている児童とその保護者。
または、児童の健全育成を推進している団体や子ども会。

（対象遊具）

各児童センターにおける貸出可能な遊具とする。

（利用制限）

営利を目的とするもの及びそれに類する行為には利用できない。

（利用申込）

利用を希望する場合は、下記「遊具貸出申込書」を事前に提出しなければならない。
尚、利用に関しては申込を受理した順とする。

（利用料）

利用料は原則として無料とする。

（利用期間）

利用期間は原則として 1 週間とする。

（損害賠償）

申込者は、遊具を破損又は亡失した場合はその対価の全部又は一部を弁償しなければならない。

（免責事項）

遊具を使用しての一切の事故（誤飲等）の責任を負いかねる。

（感染症対策）

申込者は、必ず遊具の消毒をしてから返却すること。

※新型コロナウイルス佐世保市感染段階レベル 3 以上は貸し出しを行いませんので、ご了承ください。

遊具貸出申込書

上記確認しました 令和____年____月____日 名前_____	
団 体 名	
住 所	
電 話 番 号	
貸 出 期 間	令和____年____月____日（ ）から 令和____年____月____日（ ）までの 1 週間
遊具の名前と数	

児童センター記入欄

受け付けました	令和____年____月____日	_____児童センター	担当_____
返却確認しました	令和____年____月____日	_____児童センター	担当_____